

令和元年9月12日に産業建設委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

調査事項

・水道事業の包括委託について

～内容～

水道の検針業務と開閉栓業務を個別に委託しているものに、納付書発送や収納・滞納整理等の業務も含め一括して委託し事務の効率化を図るもの

～質疑～

問：包括委託のメリットとデメリットはどう考えているのか。また、年間 200 万円の削減を見込んでいるが、本当にできるのか。

答：メリットは、アウトソーシングすることで経費の削減ができると考えている。デメリットは、職員の業務ノウハウが低下することが考えられる。県内では、岡山市、倉敷市、津山市が包括委託を実施していて参考にしている。丹波市、三原市、尾道市に視察に行き、総社市でも包括委託はできると考えている。事業の削減額は軌道に乗れば、もう少し大きくなると考えている。

報告事項

・公共下水道、農業集落排水事業の地方公営企業法適用について

～内容～

将来的な人口減少による使用料収入の減少、施設や管路等の老朽化に伴う維持管理と更新のための費用の増加等の諸問題を地方公営企業法を適用することで、「経営の見える化」により経営基盤の強化を図り将来にわたり持続可能な経営の確保を行おうとするもの

～質疑～

特になし

・総社市立地適正化計画について

～内容～

将来、生活利便性や経済活動の低下を招かないよう、都市の拠点周辺に都市機能、人口の集積を図り、暮らしやすい都市づくりを実現する立地適正化計画の素案について

～質疑～

問：この立地適正化計画はコンパクトシティを目指す考え方で作られているが、総社市全域の維持をどう考えているのか。

答：立地適正化計画は市街化区域の中に居住誘導区域を定め、その人口密度を保っていく計画になる。周辺部を含めた市全体の維持については、公共交通により中心拠点と地域拠点を結ぶことにより、生活利便性を向上させることが必要と考えいる。

問：LRTの是非が決まっていないが、新駅を作った場合、その周辺部開発をするためには立地適正化計画の変更が必要になるのか。

答：立地適正化計画は5年ごとに見直す予定としており、その時点の都市の状況を検討して考えていきたい。

・地域未来投資促進法における重点促進区域の設定について

～内容～

地域の特性をいかして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済波及効果が出る事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を西阿曽地区内に設定することについて

～質疑～

問：西阿曽地区以外で、市内でこの法律の対象となる場所はないのか。川西地区も新総社大橋ができたので何らかの形でアピールも必要ではないか。

答：現在、企業が立地を希望する場所は、岡山総社インターチェンジ周りであるため、希望に応えられる場所として西阿曽地区を先に考えている。川西地区も新総社大橋の効果は大きく、ウイングバレイ（西）の周辺も倉敷の被災業者等から立地可能な土地がないかとの問い合わせがある。久代あたりは農地関係のこともあるので今後の動きを注視していく。